

薬食発0919第1号
平成26年9月19日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めています。

本日、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第106号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記



1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる14物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定した。

①N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シク

- ロヘキシリルメチル) - 1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
②(1H-インドール-3-イル)(2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタノン及びその塩類
③N-エチル-1-(4-メトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
④2-(1-オキソ-1-フェニルプロパン-2-イル)イソインドリン-1,3-ジオン及びその塩類
⑤2-(4-クロロ-2, 5-ジメトキシフェニル)-N-(2-フルオロベンジル)エタンアミン及びその塩類
⑥2-[1-(シクロヘキシリルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタン酸及びその塩類
⑦2-(2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
⑧2-(ピロリジン-1-イル)-1-(チオフェン-2-イル)ブタン-1-オン及びその塩類
⑨1-(4-フルオロフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類
⑩2-(4-ブロモ-2, 5-ジメトキシフェニル)-N-(2-フルオロベンジル)エタンアミン及びその塩類
⑪N-ベンジル-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
⑫1-[1-(4-メトキシフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類
⑬1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)オクタン-1-オン及びその塩類
⑭1-[1-(2-メトキシフェニル)-2-フェニルエチル]ピペリジン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めた。

- (1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途
- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体及びその機関
 - ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
 - ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2

条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第4項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1)から(4)までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物にあっては、右欄に掲げる用途

N—エチル—1—(4—メトキシフェニル)プロパン—2—アミン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
2—(1—オキソ—1—フェニルプロパン—2—イル)イソインドリン—1、3—ジオン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
2—(2、5—ジメトキシフェニル)エタンアミン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
1—[1—(2—メトキシフェニル)—2—フェニルエチル]ピペリジン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)

(6) (1)から(5)までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日(平成26年9月19日)から起算して10日を経過した日(平成26年9月29日)から施行する。

2 (建設業法施行令の一部改正に伴う経過措置)
この政令の施行前に行われた技術検定を不正の方法によって受けた者については、第一条の規定による改正後の建設業法施行令第二十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)
3 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)の項を削る。

総務大臣 山本 早苗

文部科学大臣 下村 博文
国土交通大臣 太田 昭宏
内閣総理大臣 安倍 晋三

租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

内閣総理大臣 安倍 晋三
平成二十六年九月十九日

租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令を改正する法律の一部

内閣総理大臣 安倍 晋三
平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
平成二十六年九月十九日

財務大臣臨時代理 国務大臣 甘利 明
内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百六十号 子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

府 令

○内閣府令第六十二号 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)を実施するため、信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年九月十九日 内閣総理大臣 安倍 晋三
府令 信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣

第十一条の二 信用金庫は、定期に長期間所在が不明である会員の除名に関する事項を定めること

第十九条の二 信用金庫は、定期に長期間所在が不明である会員の除名に関する事項を定めること

労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条の二 労働金庫は、定期に長期間所在が不明である会員の除名に関する事項を定めること

第四条の二 労働金庫は、定期に長期間所在が不明である会員の除名に関する事項を定めること

この命令は、公布の日から施行する。

省 令

○厚生労働省令第六六号 薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十九日 厚生労働大臣 塩崎恭久
薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

は長期間労働金庫の事業を利用しない会員とし、当該会員の対象となる会員の所在が不明であること確認するための適切な措置を講ずるものでなければならない。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

省 令

○厚生労働省令第八号 勞働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)を実施するため、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年九月十九日 厚生労働大臣 塩崎恭久
その塩類 第一条中第八十三号を第九十一号とし、第七十七号から第八十二号までを八号ずつ繰り下げ、第七十六号を第九十二号とし、同号の次に次の「一」号を加える。

八十三一一(四一フルオロフェニル)一一一(ピロリジン一一イル)一一一(チオフェン一一イル)ブタン一一オン及びその塩類 第一条中第八十三号を第九十一号とし、第七十七号から第八十二号までを八号ずつ繰り下げ、第七十六号を第八十三号とし、同号の次に次の「一」号を加える。

八十四一一(ピロリジン一一イル)一一一(チオフェン一一イル)ブタン一一オン及びその塩類 第一条中第七十五号を第八十二号とし、第五十七号から第七十四号までを七号ずつ繰り下げ、第五十六号を第六十二号とし、同号の次に次の「一」号を加える。

八十五一一(ピロリジン一一イル)一一一(チオフェン一一イル)エタンアミン及びその塩類 第一条中第七十五号を第八十二号とし、第五十七号から第七十四号までを七号ずつ繰り下げ、第五十六号を第六十二号とし、同号の次に次の「一」号を加える。

第一条中第五十五号を第六十一号とし、第四十六号から第五十四号までを六号ずつ繰り下げ、第十五号を第五十号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十一二一(一)(シクロヘキシルメチル)一一H—インダゾール—三カルボキサミド】—三一
メチルブタン酸及びその塩類

第一条中第四十四号を第四十九号とし、第三十七号から第四十三号までを五号ずつ繰り下げ、第三十六号を第四十号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十一二一(四—クロロニー・五—ジメトキシフェニル)一N—(二—フルオロベンジル)エタ
ンアミン及びその塩類

第一条中第三十五号を第三十九号とし、第三十二号から第三十四号までを四号ずつ繰り下げ、第二十一号を第三十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四 N—エチル—(四—エストキシフェニル)プロパン—二—アミン及びその塩類

三十五二一(一—オキソ—一—フェニルプロパン—二—イル)イソインドリン—一三—ジオン
及びその塩類

第一条中第三十号を第三十一号とし、第二十六号から第二十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十七 (一H—インドール—三—イル)(—二—三—三—テトラメチルシクロプロパン—二—イ
ル)メタノン及びその塩類

第一条中第二十四号を第二十五号とし、第十四号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 N—(一—アミノ—三—ジメチル—一—オキソブタント—二—イル)一一(シクロヘキ
シルメチル)一—H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表インダン—二—アミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように
加える。

N—エチル—(四—メトキシフェニル)プロパン—二—アミン、その塩類及びこれらを含
有する物

(一—オキソ—一—フェニルブロパン—
二—イル)イソインドリン—一—ジオン、
その塩類及びこれらを含有する物

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、第一
人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)

第二条第五号の表—(ジフェニルメチル)ビロリジン、その塩類及びこれらを含有する物の項
の次に次のように加える。

第二条第五号の表—(ジフェニルメチル)ビロリジン、その塩類及びこれらを含有する物の項
の次に次のように加える。

一—(一—メトキシフェニル)—二—フエ
ニルエチル)ビペリジン、その塩類及びこれら
を含有する物

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○厚生労働省令第百七号
建築物における衛生的環境の確保に関する法律
(昭和四十五年法律第二十号)第八条第三項及び
第十二条の六第一項の規定に基づき、建築物にお
ける衛生的環境の確保に関する法律第八条第三項
に規定する指定試験機関等を指定する省令の一部
を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十九日

厚生労働大臣 塩崎恭久

建築物における衛生的環境の確保に関する法律
法律第八条第三項に規定する指定試験機関等を指定す
等を指定する省令の一部を改正する省令
る省令(平成十六年厚生労働省令第三十二号)の
一部を次のように改正する。

第一条の表法團法人ビル管理教育センター(昭
和四十五年八月二十二日に財團法人ビル管理教育セン
ターという名称で設立された法人をいう。)の
項目中「財團法人ビル管理教育センター」(昭和四十
五年八月二十二日に財團法人ビル管理教育セン
ターという名称で設立された法人をいう。)を「公
益財團法人日本建築衛生管理教育センター」と改
める。

第二条の表法第十二条の二第一項第一号に掲げ
る事業の項目「社團法人全国ビルメンテナンス協
会(昭和四十一年十月二十日に社團法人全国ビル
メンテナンス協会)」を「公益社團法人全国ビル
メンテナンス協会」という名称で設立された法人を
いう。以下同じ。」を「公益社團法人全国ビルメ
ンテナンス協会」に改め、同表法第十二条の二第
一項第五号に掲げる事業の項目「社團法人全国ビ
ルメンテナンス協会」を「公益社團法人全国ビル
メンテナンス協会」に、社團法人全國建築物飲料
水管理協会(昭和五十三年八月三十日に社團法
人全國建築物飲料水管理協会)に改め、「公益社團
法人全国建築物飲料水管理協会」という名称で設立さ
れた法人をいう。」を「公益社團法人全国建築物
飲料水管理協会」に改め、同表法第十二条の二第
一項第七号に掲げる事業の項目「社團法人全国ビ
ルメンテナンス協会」を「公益社團法人全国ビル
メンテナンス協会」に、「社團法人日本ベストコン
トロール協会(昭和四十七年三月三十一日に社團法
人日本ベストコントロール協会)」を「公益社團法人全
國ビルメンテナンス協会」に改める。

○内閣府告示第百六十号
行政機関の保有する情報の公開に関する法律
(平成十一年法律第四十一号)第十七条及び行政
機関の保有する情報の公開に関する法律施行令
(平成十二年政令第四十一号)第十五条第一項の
規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号
(内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る權
限又は事務の一部について委任した件)の一部を
次のように改正する。

平成二十六年九月十九日

厚生労働大臣 塩崎恭久
建築物における衛生的環境の確保に関する法律
法律第八条第三項に規定する指定試験機関等を指定す
等を指定する省令の一部を改正する省令
る省令(平成十六年厚生労働省令第三十二号)の
一部を次のように改正する。

第一の表法團法人ビル管理教育センター(昭
和四十五年八月二十二日に財團法人ビル管理教育セン
ターという名称で設立された法人をいう。)の
項目中「財團法人ビル管理教育センター」(昭和四十
五年八月二十二日に財團法人ビル管理教育セン
ターという名称で設立された法人をいう。)を「公
益財團法人日本建築衛生管理教育センター」と改
める。

第二条の表法第十二条の二第一項第一号に掲げ
る事業の項目「社團法人全国ビルメンテナンス協
会(昭和四十一年十月二十日に社團法人全国ビル
メンテナンス協会)」を「公益社團法人全国ビル
メンテナンス協会」という名称で設立された法人を
いう。以下同じ。」を「公益社團法人全国ビルメ
ンテナンス協会」に改め、同表法第十二条の二第
一項第五号に掲げる事業の項目「社團法人全国ビ
ルメンテナンス協会」を「公益社團法人全国ビル
メンテナンス協会」に、社團法人全國建築物飲料
水管理協会(昭和五十三年八月三十日に社團法
人全國建築物飲料水管理協会)に改め、「公益社團
法人全国建築物飲料水管理協会」という名称で設立さ
れた法人をいう。」を「公益社團法人全国建築物
飲料水管理協会」に改め、同表法第十二条の二第
一項第七号に掲げる事業の項目「社團法人全国ビ
ルメンテナンス協会」を「公益社團法人全国ビル
メンテナンス協会」に、「社團法人日本ベストコン
トロール協会(昭和四十七年三月三十一日に社團法
人日本ベストコントロール協会)」を「公益社團法人全
國ビルメンテナンス協会」に改める。

平成二十六年九月十九日

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○内閣府告示第二百六十一号
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法
律(平成十五年法律第五十八号)第四十六条及び
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法
律(平成十五年政令第五百四十八号)第十一
条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告
示第三十一号(内閣総理大臣の所掌に係る行政機
関の保有する個人情報の保護に関する法律第四
条第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部
について委任した件)の一部を次のように改正す
る。

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣 安倍晋三
別表死因究明等推進會議事務局の項を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。